

令和7年
4月から

新たに育児時短勤務手当金 の支給が始まります

令和7年4月1日から、**育児時短勤務**をした組合員の方に、新しい給付として「**育児時短勤務手当金**」が支給されます。

概要

組合員の方が**2歳に満たない子**を養育するために**育児時短勤務**をした場合、報酬の最大10%に相当する額が支給されます。

支給額

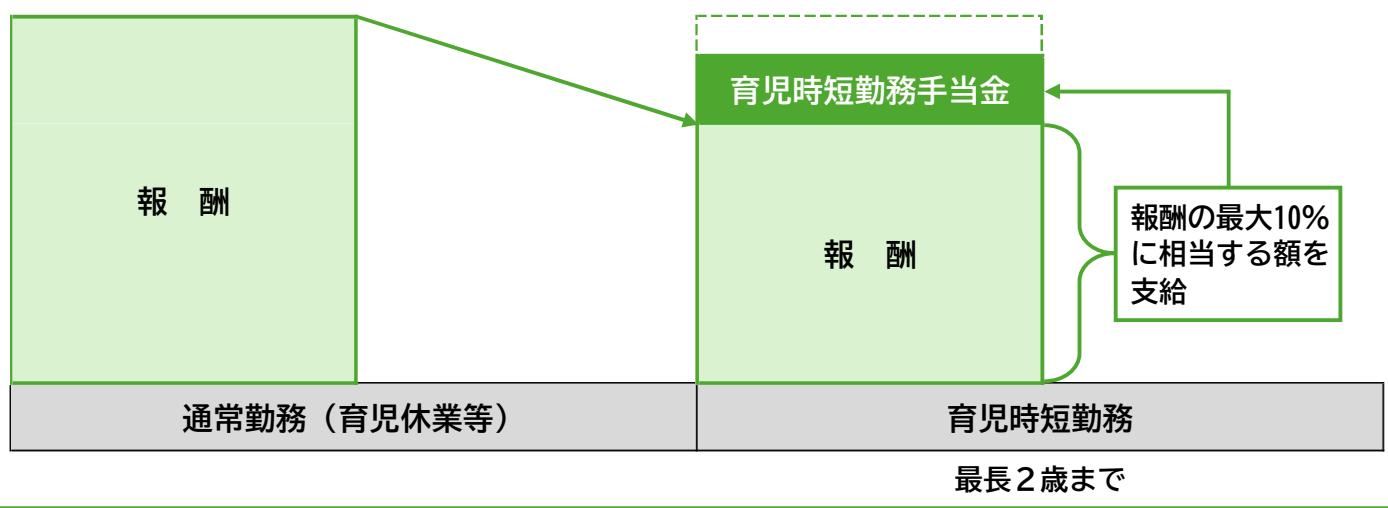
一ヶ月について、支給対象月に支払われた報酬の額に、次の①又は②の区分に応じたそれぞれの率を乗じて得た額となります。

ただし、当該標準報酬の月額と育児時短勤務手当の合計額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額が手当金の額となります。

① 支給対象月に支払われた報酬の額が、**育児時短勤務**を開始した月の**標準報酬の月額の90%未満の場合** → 10%

② 支給対象月に支払われた報酬の額が、**育児時短勤務**を開始した月の**標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合** → 当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、10%から一定の割合を減じた額

支給イメージ



地方職員共済組合

Ver.1

支給の対象外となる方

次のア又はイに該当する場合は、育児時短勤務手当金は支給されません。

- ア 支給対象月における報酬月額が支給限度額（※1）以上であるとき
- イ 支給対象月における育児時短勤務手当金の額として算定された額が雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額（※2）の100分の80に相当する金額を超えるとき

※1 今後、総務省令で定められる予定です。

※2 2,460円（今後、変更となる可能性があります。）

Q&A

Q1：「支給対象月」とは何ですか？

A1：「支給対象月」とは、組合員の方が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月をいいます。

Q2：令和7年3月20日から育児時短勤務を開始する予定ですが、支給対象になりますか。

A2：育児時短勤務手当金は、令和7年4月1日以降に、育児時短勤務を開始した方に対して支給されますので、令和7年4月1日前から育児時短勤務を取得している方については、支給されません。

Q3：雇用保険の方で「育児時短就業給付金」の支給を受けるのですが、共済組合の方でも育児時短勤務手当金の支給を受けることができますか。

A3：雇用保険法による「育児時短就業給付金」の支給を受けるときは、共済組合から育児時短勤務手当金の支給を受けることはできません。